

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例及び鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

水質汚濁防止法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正

大規模集客施設の立地に係る要件を定める規定中、引用している水質汚濁防止法の根拠条項を改める。

(2) 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正

都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域に係る要件を定める規定中、引用している水質汚濁防止法の根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、平成22年8月10日とする。